

1 開会

会長 議事録署名委員は、浅井委員、佐々部委員とする。

2 諮問事項審議

会長 本日の予定は。

事務局 初めに本日の資料の説明を行う。その後、諮問事項について協議していただくが、机上配布資料の資料 6「国民健康保険税率の見直し（概要）」は、今までの資料などをまとめ、さらに新たな情報も加えたものである。この概要を参考にいただければと考えている。本日の獲得目標は、変更案 1 の毎年改定、変更案 2 の 2 年に一度改定のどちらかにするのかを協議していただき、さらに、諮問案どおりの税率にするかどうかも協議していただきたい。また、答申書に付帯意見を付けていただきたいと考えているので、委員の皆さんから意見もいただきたい。協議会の日程が短く申し訳ないがよろしくお願ひしたい。次回の 1 月には、答申書の内容を協議していただくことになる。

会長 資料の説明を願ひたい。

事務局 11 月 21 日に東京都国民健康保険運営協議会において、仮係数による平成 30 年度算定結果が公表された。10 月 19 日に試算結果を説明させていただいたが、資料 2 及び 3 はその時と同じ様式である。試算の対象年度は平成 29 年度であったが、今回は平成 30 年度である。

資料 2 をご覧いただきたい。多摩市の平成 30 年度 1 人当たりの保険料額（文言の修正「試算」は取る。下の※の 1 番目も同様。）は 136,447 円、10 月の平成 29 年度試算額は 130,821 円、4.3%増である。その要因は、東京都が医療費分について団塊の世代の方が 70 歳に入り始めたことにより、1 人当たりの保険給付費分が伸びると見込んだことによる。多摩市の順位、28 年度との比較は備考欄のとおりである。東京都の資料は説明しないが、62 市区町村の納付金額、1 人当たり保険料額、標準保険料率の一覧を別紙資料として添付した。

裏面が詳細結果である。納付金額は激変緩和後でおよそ 46 億円となる。東京都平均及び 26 市平均は、単純平均である。10 月に説明したとおり、表の一番下の参考数値により、納付金額や標準保険料率が決まる。都平均と比べて、医療費指数（年齢調整後）が低いことと、標準収納率が高いことにより、多摩市の標準保険料率は都平均と比較して低くなる。

資料3の説明は割愛する。10月の資料から数値を今回の算定結果に置きかえたものである。資料3の計算結果が資料2の詳細結果である。

資料4をご覧いただきたい。10月の試算結果で説明したのと同じモデル世帯を使用して、現行の保険税率、平成30年度の見直し変更案、標準保険料率による保険税額を比較した。参考として、東京26市平均、東京23区の現行と標準保険料率の比較、東京都の標準保険料率の平均（単純平均）も示した。多摩市の標準保険料率での保険税額は、23区の29年度の保険料額とほぼ同じ金額である。

資料5をご覧いただきたい。前回説明した「国民健康保険特別会計予算の会計科目について」において、数字が入っていない、また款だけではよくわからないというご意見をいただいたので、今回は項目まで細分化し、平成29年度当初予算の数値も入れられる箇所は入れ込んだ。

歳入では、前期高齢者交付金及び共同事業交付金が廃止され、国庫支出金、療養給付費等交付金、都支出金は大きく変わる。制度改正後の空白項目は、新設あるいは29年度からの変更分が未確定であるため空白とした。

歳出では、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、老人保健拠出金、介護納付金が廃止され、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金拠出金が新設される。

資料6をご覧いただきたい。

- 1 1人当たりの医療費等の平成28年度及び29年度見込の伸び
- 2 医療費（保険給付費）の適正化
- 3 一般会計繰入金（法定外）

平成29年度及び30年度は現時点でのおよその見込額である。30年度は保険税率の改定分は見込んでいない。

今議会で陳情が提出されたので審議中である。陳情内容は、「国保税の大幅値上げを抑制するため、引き続き一般会計からの繰入金を当てることで対策を講じてください。」である。常任委員会の審議は終わり、明日の本会議で採択するかどうか審議される。

- 4 多摩市の財政状況（市税及び繰出金）
- 5 多摩市の納付金と標準保険料率
- 6 多摩市の保険税率は高いのか

参考資料として、平成29年度国民健康保険税（料）率等の状況（市町村）及び平成29年度特別区国民健康保険料一覧表を後ほど確認していただきたい。

- 7 後期高齢者医療保険料との比較

資料7をご覧いただきたい。後期高齢者医療制度が始まった平成20年度からの多摩市国保と東京都の後期高齢者医療保険料の比較である。年金収入80万円の場合は後期高齢者医療保険料が均等割9割軽減に該当するため低いが、年金収入240万円の場合は均等割軽減の適用がないため国保の方が低い。

8 被保険者に低所得者が多い

9 東京 26 市の改定状況

改定率については検討中の市もあるが、多摩市の変更案 2 を除くすべての市は 9%未満である。

10 高額所得者は課税限度額により税額が上がらず不公平では(資料 8 の説明)

11 保険税率を上げないと

12 30 年度保険税率改定の方向性

資料 8 をご覧いただきたい。

先週、平成 30 年度税制改正大綱が公表されたので、国民健康保険税関連の内容をまとめた資料である。2 年前の平成 28 年度と同様に、低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し及び課税限度額の見直しである。

影響額は、まだ試算できていない。地方税法の改正法案が来年の通常国会に提出され、審議される予定である。通常であると平成 30 年 3 月末までに成立するものと見込まれる。地方税法の改正法案が固まる 2 月の協議会の時に諮問する予定である。2 年前と同様に、その場で決定していただきたいと考えている。

保険税率を上げないと、及び 30 年度保険税率改定の方向性は、記載のとおりである。

会長 26 市の改定状況の方式の変更とは。また、改定率とは

事務局 保険税率は、所得割・均等割の 2 方式、平等割を加えた 3 方式、さらに資産割を加えた 4 方式に分類される。たとえば、3 方式から 2 方式に変更するのが方式の変更である。7 市が方式の変更というのは、保険税の総額を変えずに方式を変更することである。改定率は、1 人当たりの平均増減額の率である。

委員 変更案 1 と変更案 2 は、結果的には同じなのか。

事務局 毎年同じ率で改定すればほぼ同じであるが、変更案 2 は 1 年早く達成する。

委員 所得 200 万円以下はおよそ 75%とあるが、毎年この率は上昇しているのか。

事務局 平成 24 年度から 28 年度では、毎年若干上昇している。

委員 高額所得者とは、所得金額をいくらとイメージしているのか。また、その割合は。

事務局 1 千万円をイメージしてほしい。平成 28 年度では、所得 1026 万円以上の割合は 1.37%である。

委員 その 1.37%の納税額の総額はわかるのか。

事務局 データはない。ただし、東京都が納付金や標準保険料率を算定する基礎となる所得指数は、課税限度額を超える所得者について考慮している。

委員 市税の収入が落ちているが、ふるさと納税の影響はあるのか。

事務局 手元に数字はないが、多摩市では入る収入よりも市税の控除の方が大きい。

委員 法定外繰入が多額であると監査委員などから指摘されている。多摩市は他市に比べて高いのか。

事務局 東京 26 市では、被保険者 1 人当たりの法定外繰入はほぼ平均であるが、全国では法定外繰入総額 3 千数百億円の 3 分の 1 を東京都の市区町村である。東京都全体の法定外繰入は高い。

委員 国や東京都は法定外繰入を削減するように言っているが、所得の低い階層の負担は厳しい。

事務局 現行の法定外繰入をすべて削減するわけではない。例えば保健事業のためならば削減しなくてもよい。ただし、多摩市では法定外繰入の 9 割以上が保険税軽減のために充てている。

委員 課税限度額は市町村が決めるのか、都道府県化により東京都が決めるのか。

事務局 課税限度額は市町村が条例で決める最高額である。上げることはできないが、下げることはできる。東京 26 市でも最高額でない市もある。ただし、現行では最高額でない場合は都の補助金が削られる。

委員 多摩市では、10 年以上の期間をかけて法定外繰入を削減するとしているが、他市の状況はどうか。

事務局 各市と情報交換をしているが、5~6 年で解消するのは難しい。今年度中に削減の計画（期間は 6 年）を作らなければならないが、まだ国からは様式が届いていない。6 年で解消するのではなく、6 年後にこの程度を削減しましょうという計画ではないかと考えている。

委員 東京都の方針では、最終的には法定外繰入を行わないということなのか。また、都道府県化となり、東京都では同じ保険料率になるのではないのか。

事務局 国の方針に基づき、東京都は法定外繰入を解消していく方針を作る。いくつかの県では統一保険料率にする動きがあるが、東京都では市町村ごとに標準保険料率を算定している。

委員 保険料率を統一すると、保険者努力支援制度自体の意味がなくなるのでは。

事務局 保険者努力支援制度は、収納率や保健事業の実施状況などから算定する。保険料率を統一するかどうかでの基準はない。また、23 区では区長会の中で保険料率の統一を検討している。

委員 変更案の 1 と 2 では、法定外繰入削減の目標は基本的に同じではないか。

事務局 同じである。ただし、変更案 1 は法定外繰入の削減を 31 年度以降進める、変更案 2 は 30 年度から進めることになる。

委員 法定外繰入の削減幅を減らす考え方はないのか。

事務局 まずは削減していくことである。法定外繰入を 0 にすることは難しいと考える。

委員 変更案1と変更案2の比較において、変更案1は毎年状況に応じた保険税率を設定できるとしているが、予想以上に医療費が伸びたときなどでは変更案2の方がよかったということはないのか。

事務局 そのような状況もあり得るので、たとえば変更案1ならば引上げの限度を5%以内、変更案2ならば10%以内としてもよいかと考える。

委員 監査委員や議会から意見が出た場合には、法的拘束力はあるのか。

事務局 法的拘束力はないが、努力しなければならない事項となる。

委員 法定外繰入の削減を10年以上としているが、今後国や東京都からの補助金の削減ということはないのか。

事務局 30年度の場合であるが、法定外繰入がまったくない県あるいは法定外繰入がある市町村すべてが削減計画を作れば、都道府県に保険者努力支援制度の1項目として補助金が入る。

委員 そうであれば、2年ごとの改定だとリスクが生じることが考えられる。損をしたとかがないようにしてほしい。

委員 予想以上に医療費が伸びたときだと、毎年見直しをするときにはデメリットにならないのか。2年に1度行う方がメリットとなるのでは。

委員 ゴールが同じならば、10年の場合ならば5段階か10段階の違いだけなのではないか。

委員 予測どおりならばその通りであるが、それが見えないために先延ばしになり、ある時期急にその目標としなければならなくなるのではないか。

委員 多摩市の人口構成が大幅に変わるとは思えないので、医療費としては毎年上昇し、下がるとは考えにくい。

委員 法定外繰入0を目指すのではなく、医療費を少なくする健幸都市を目指していく姿勢を見せていけばよいのではないか。また、毎年ならばタイムリーな修正ができると思う。

委員 毎年保険税率を変えることでコストが増えることはないのか。

事務局 システム上ではコストが増えることはない。

委員 財政的に豊かである東京都は、都道府県化に対して多摩市のように急速に高齢化する市町村に対して支援をしないのか。

事務局 今回の制度改正は、特に地方の町村は財政的に非常に厳しい状況があるので、都道府県単位での広域化とした。東京都に対しては、26市の市長会として要望を上げているが、新たな財政支援を行うところにはなっていない。

会長 委員の皆さん、変更案1と変更案2について意見をいただきたい。

委員 変更案1の方が対応しやすいと思う。

委員 特にない。

委員 変更案1が妥当である。被保険者に理解していただきながら、少しずつ上げていく方向がよいと考える。

委員 ソフトにと言うことで変更案1がよいと考える。

委員 基本方針は2年間に1度としているが、環境が変わったので基本的には変えていくべきであり、変更案1がよいと考える。

委員 変更案1でよいと思う。当初の2年程度は、国は甘くしているが、その後はペナルティが来ると思うので、法定外繰入を削減する方向で考えなければならない。

委員 今回の制度改正に即せば、変更案1がふさわしい。法定外繰入は、徐々に減らしていくのはやむを得ない。

委員 変更案1で。ただし、毎年改定する場合には市民のコンセンサスが必要である。何か考えているのか。

事務局 市民に対しては、通知だけではなく、説明会などもやっていく。

委員 法定外繰入を軽減することは重要である。変更案1でよいと考える。

委員 法定外繰入を完全になくすのは不可能であるし、やるべきではないと考える。変更案1でも変更案2でもよい。ただし、変更案1の場合には、市民への説明をしっかりとやっていただきたい。

委員 変更案2にメリットが生じないのならば、変更案1である。ただし、医療費適正化の取り組みはがんばってやっていただきたい。医療費の削減、収納率を上げていくことについては積極的に取り組んでいただきたい。保険税率をあまり上げないことを行政としてやっていくべきかと思う。

委員 変更案1である。

会長 変更案1が10名、どちらでもよいが1名、決められない方が1名であり、変更案1でよろしいか。次回は、答申書の作成であるが、医療費の削減や市民への周知という意見があったが、他にはないか。

委員 市民の方に負担のお願いと同時に、医療費の適正化もお願いする。汗を流すことにはなるが、結局は医療費の削減になるので、市民の方に協力していただくこともやってほしい。

委員 所得が高い方と低い方とでは、同じに上がっても負担感は違う。低所得者に対しては、ストレートに上がらない工夫が必要である。

委員 行政の役割、市民の役割を書いてほしい。

3 その他

会長 次回開催は、1月18日である。今後のスケジュールは。

事務局 本日の意見を踏まえて、答申書のたたき台を作成する。1月9日頃に送付するので、意見があれば1月12日頃までにいただきたい。1月15日に修正して他の資料と合わせて送付する。1月18日に決定していただきたい。

事務局 2月1日に多摩南地区国民健康保険運営協議会講演会を開催する。5年に1度の多摩市での開催であるので、できれば出席していただきたい。

4 閉会